

総務政策委員協議会記録	
開 会 年 月 日	令和 8 年 3 月 17 日
開 会 時 刻	午前 10 時 09 分
閉 会 時 刻	午前 10 時 34 分
出席委員名	◎品川幸久 ○久保 真 大野寛文 小阪史章
	神谷明子 杉村 剛 吉井詩子
	北村 勝 議長
欠席委員名	—
署 名 者	—
担 当 書 記	野村格也
協 議 案 件	1 宿泊税の導入について
	2 地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画 税条例の一部改正（案）について《報告案件》
	3 伊勢市の財政収支見通し（令和 8 年度～令和 11 年度）について 《報告案件》
説 明 員	総務部長、総務部参事
	情報戦略局長、情報戦略局参事、財政課長
	産業観光部長、産業観光部参事、観光振興課長
	その他関係参与

協議経過

品川委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「宿泊税の導入について」外2件を協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時09分

◎品川幸久委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をしております。

本日御協議願います案件は、配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【宿泊税の導入について】

◎品川幸久委員長

それでは、「宿泊税の導入について」を御協議願います。当局から説明をお願いします。
総務部長。

●西山総務部長

本日はお忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして、総務政策委員協議会をお開きいただき、誠にありがとうございます。本日御協議をお願いする案件でございますが、委員長から御案内がございましたとおり「宿泊税の導入について」ほか報告案件2件でございます。詳細につきましては、担当から御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

それでは、「宿泊税の導入について」御説明をさせていただきたいと思います。

資料1を御覧ください。「1. 宿泊事業者等との意見交換会の概要」です。宿泊事業者及び観光関係団体を対象に宿泊税の使途や特別徴収義務者の負担軽減に向けた検討を進めるため、意見交換会を1月20日に実施いたしました。

次に、「2. 意見交換会の質問・意見」です。重複した御意見もございますので、御意見について主な内容を分類、整理しております。

まず、(1) 特別徴収事務の負担軽減に関することについてでございますが、特別徴収に関連した人件費や宿泊税分をクレジットカード決済する際の決済手数料、そういうことも含めて必要経費として市で負担してほしいという御意見や、特別報償金を可能な限り高い報償率になるよう検討してはどうかという御意見がございました。

次に、(2) 目的・使途に関することです。夢のあるような使途を考えてはどうかという御意見や、宿泊施設と連携した市内で使えるクーポン発行などの具体的な施策を考えてはどうかという御意見。自動運転バスなど多額の経費がかかる事業に関し、そもそも税の使い道として不満があるというような御意見などがございました。

続いて、(3) その他でございます。宿泊税の制度自体について廃案とすることも選択肢に含められないかという御意見。事前に回答を含め配付資料を送付して欲しかったという、会議の進め方に関する御意見。宿泊税以外の観光財源の確保の観点から検討してはどうかというような御意見がございました。なお、意見交換会の当日配付資料や議事録につきましては、市のホームページについても掲載してございます。

続きまして、2 ページでございます。「3. 意見を踏まえた見直しについて」でございます。

(1) 支援制度の見直しの1つ目の項目、宿泊税システム整備費補助金につきましては、目的に沿った導入経費であれば、柔軟に対応する方向で考えさせていただきたいと思っております。

次に、特別徴収事務報償金でございますが、資料の表には令和8年4月1日時点で導入予定の自治体を含めた先行自治体の事例を参考に記載しております。また、表外に導入検討中の志摩市が特別報償金6%を目標にすることを表明されていらっしゃいますので、参考に記載しております。

伊勢市の従来案としましては、導入後5年間は特別徴収事務報償金を3%とすることを示してまいりましたが、先行自治体の例を参考に特別徴収義務者の負担感を考慮した見直しをしたいと考えております。

次に、(2) 免税点導入の検討です。資料には先行自治体の例と志摩市の案を記載しております。従来、当市の案としましては、免税点なしを示してまいりましたが、低廉な価格帯の宿泊に対する負担感を考慮し、免税点の導入に関しても検討してまいりたいと考えております。

次に、(3) 使途案の提示でございます。使途の検討に当たっては、これまでお示した使途の三本柱とする方向性をもって、今後、宿泊者・市民・宿泊事業者にも分かりやすく具体的な使途になるよう中長期的視点も含め再度整理し、提示してまいりたいと考えております。また、今後も宿泊事業者等の御意見も伺いながら検討したいと考えております。

次に、「4. 今後の予定」でございます。5月中旬を目安に宿泊事業者へ宿泊料金等の調査を進め、説明会も開催したいと考えております。また、併せて宿泊税導入後の検証体制構築に向けた検討を進めます。

次に、5月以降に調査や意見交換を踏まえた変更制度案、使途案について市議会へお示しをし、その後、宿泊事業者等へもお示ししてまいりたいと考えております。

以上、「宿泊税の導入について」の説明となります。御協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

杉村委員。

○杉村剛委員

先ほどはすみませんでした。よろしくお願いします。免税点の検討をされるっていうことなんですけど、民泊などの1棟貸しの場合はどのように宿泊税を課税されるか考えられているのでしょうか。

◎品川幸久委員長

総務部参事。

●森本総務部参事

1棟単位として料金が設定されている場合は、1棟1泊当たりの料金を宿泊人数で割っていただき、1人当たりの宿泊料金を計算していただくことになります。その宿泊料金が免税点を上回るようであれば、宿泊税が課税されることになります。以上でございます。

◎品川幸久委員長

杉村委員。

○杉村剛委員

ありがとうございます。そうなりますと、宿泊事業者の手間が増えることになると思うんですけど、何らかの支援策等も考えてみえるのでしょうか。

◎品川幸久委員長

総務部参事。

●森本総務部参事

申告に当たり、システム改修費等が必要な場合は導入支援制度としてシステム改修整備費補助金制度を設ける予定でございますので、そちらの活用を検討していただければと思います。以上でございます。

◎品川幸久委員長

杉村委員。

○杉村剛委員

ありがとうございます。導入に関しても、手間が増えるとやっぱり反対も大きくなると思いますので、その辺の支援もしっかりしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎品川幸久委員長

他に発言はありませんか。

大野委員。

○大野寛文委員

すみません。先ほどの説明で確認だけさせていただきたいと思います。特別報償金にしましては、今まで3%を御提示して、いわゆる宿泊業者様が御納得いただけなかったということだったんですけども、今後は6%に、最大限まで上げるという検討でよろしかったでしょうか。

◎品川幸久委員長

総務部参事。

●森本総務部参事

隣の志摩市のほうが6%という目標を掲げてまして、伊勢市としても隣の市ですんで、その辺のところをちょっと状況を見ながら、できるだけ支援策のほうは検討していきたいと考えております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

大野委員。

○大野寛文委員

ありがとうございます。伊勢市の財源も含めていろいろ検討しなきゃいけない部分があると思いますので、可能な限り検討していただきたいなと思います。

そして追加で御質問をさせていただきます。意見を踏まえた見直しについて、1、支援制度の見直し、2、免税点導入の検討、3、使途案の提示という形だったんですけども、もし伊勢市が対応するとしたら、この1番からの確率が高いという形で、見方でよろしいでしょうか。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

ありがとうございます。今回お示ししました意見を踏まえた見直しにつきまして、1、2、3と記載を申し上げましたが、全て重要な項目と考えております。このあたりですね、どれが順番にというわけではなくて、全ての項目に関して検討をさせていただきたい。そういった意味合いで御説明をさせていただきました。以上でございます。

◎品川幸久委員長
大野委員。

○大野寛文委員
丁寧な御説明ありがとうございました。御検討よろしく願いいたします。以上です。

◎品川幸久委員長
他に御発言はありませんか。
久保副委員長。

○久保真副委員長
少しお尋ねさせてください。裏面の使途案の提示っていうところがあるんですけど、ここにも、「住んでよし、訪れてよし」ですかね、一番にこの「来訪者の満足度・受入環境の向上」ということで、三本柱として挙げていただいているんですけども、先日来ですね、来訪者の方々の駅の手荷物の預かり所でのすごい混雑というか、待ち時間が1時間以上あったりとか、50人以上が並んでたっているということで、すごく混雑して、いろんな苦情とか相談の連絡をいただいております。そのことについて当局は確認いただいているのかちょっとお聞かせください。

◎品川幸久委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長
ありがとうございます。伊勢市駅前の手荷物預かり所につきましてはですね、かなり好評をいただいております。時間帯等におきましては並んでいただいている状況は確認しております。以上でございます。

◎品川幸久委員長
久保副委員長。

○久保真副委員長
確認ですけど、手荷物預かり所の業務、今、どのような形でされてるんですかね、ちょっと教えてください。

◎品川幸久委員長
観光振興課長。

●東観光振興課長
はい、ありがとうございます。手荷物預かり所ですね、運営の部分に関しましては、伊勢市観光協会様に委託をお願いしまして、まず内容としまして運用を補足で申し上げる

と、手荷物の一時的な預かり、そしてホテル等への配送、そして、副次的な話ですがレンタサイクルの受付等をしております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

久保副委員長。

○久保真副委員長

その他、車椅子とかベビーカーの貸し出しとか、そういう業務を担当してるっていうことでしっかりとお願いしたいんです。こういうことはですね、結局は宿泊事業者さんたちの利益に、どんどんつながっていくものと私は考えてますんで、使途としてもね、もっともっと増強するような形で宿泊事業者の方に御理解を得るような説明の仕方をしていただけるといいと思うんですけども、その辺のお考えはありますか、ちょっと教えてください。

◎品川幸久委員長

観光振興課長。

●東観光振興課長

はい、ありがとうございます。委員仰せのとおりですね、手荷物預かり所というのは、観光客の方々が利便に供する内容でございますので、ホテルへの配送、手荷物の配送等はまさに宿泊事業者様のメリットになる部分かなとは思っております。

しかしですね、建物がなかなか大きくするというのも当然お金がかかりますので、今はコストとの兼ね合いも含めまして、地域で受入れをしようというふうに考えておりますが、当然ながら宿泊事業者さんの意見の中で、もっともっとしっかり受入れをするべきだという御意見があれば、そういったことも踏まえて判断してまいりたいと思います。以上でございます。

◎品川幸久委員長

久保副委員長。

○久保真副委員長

最後にしますけど、この年度替わりで事業者の調査または説明があるということなんで、そのときにしっかりと説明をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思いますので質問を終わります。

◎品川幸久委員長

他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

他に発言もないようですので本件についてはこの程度で終わります。

【地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について《報告案件》】

◎品川幸久委員長

続いて、報告案件に入ります。

「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について」当局から報告をお願いします。

総務部参事。

●森本総務部参事

それでは、地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）につきまして、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

改正事項でございますが、1つ目が軽自動車税環境性能割の廃止でございます。軽自動車税環境性能割とは、軽自動車の燃費性能等に応じて、軽自動車の取得時に取得価額の0%から2%が課税されるものでございますが、米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって廃止するものでございます。

なお、これに伴いまして、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」と名称を変更するなど、所要の措置を講じる予定でございます。

2つ目が軽自動車税に係るグリーン化特例の延長でございます。燃費性能等の優れた軽自動車を取得した場合、取得した翌年度分の税率を軽減する特例措置、いわゆるグリーン化特例に関し、電気自動車及び天然ガス自動車について、税額の約75%を軽減するという現行の特例措置を2年延長するものでございます。また、このほかに条項移動の整備等、法律の改正に伴う所要の改正を行うとともに、経過措置につきましても規定する予定でございます。

以上が、伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）の概要でございます。これは、現在、国会にて審議中の地方税法等の一部を改正する法律案に基づき、4月1日から施行となるものについて、一部改正案を市議会に御提出する時間的余裕がないと考えられますため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただく予定のものとございます。

以上、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について」御説明いたしました。よろしく申し上げます。

◎品川幸久委員長

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市の財政収支見通し（令和８年度～令和11年度）について（報告案件）】

◎品川幸久委員長

次に、「伊勢市の財政収支見通し（令和８年度～令和11年度）について」当局から御報告をお願いします。

財政課長。

●太田財政課長

それでは、伊勢市の財政収支見通しについて、御説明申し上げます。

まず、今回提出させていただきました財政収支見通しの策定の目的を御説明申し上げます。さきの財政収支見通しは、総合計画中期基本計画の計画期間に合わせて、令和４年度から令和７年度までの４年間の見通しを推計をいたしました。今回の財政収支見通しは、現在策定中の総合計画後期基本計画の計画期間に合わせ、推計期間を令和８年度から令和11年度までの４年間とし、財政全体の方向性、特に経費別のおおむねの枠組みを推計したものでございます。

それでは、資料３、伊勢市の財政収支見通しを御覧ください。まず、１ページでございますが、伊勢市の財政を取り巻く状況、また、持続的に安定した行財政運営を行うため、財政状況の改善に向けた基本的な取り組み、また、冒頭申し上げました策定の目的を記載しております。

次に、２ページでございますが、推計の前提条件を記載しております。推計の基本的事項としては、収支見通しの期間を４年間、普通会計ベースとし、具体的な数値における個別の事項については、現行の地方財政制度を基本に、過去の決算並びに令和８年度予算（案）の数値を勘案し、現時点で把握できる範囲で決算見込みとして推計しております。

歳入・歳出における、個別の前提条件の主立ったものについて概要を記載しておりますので、御高覧いただきたいと存じます。

次に、３ページでございますが、先ほどの前提条件による推計の結果を年次別財政収支見通しとして記載しております。各年度の全体像としましては、歳出のうち人件費、扶助費、繰出金について、過去の実績等から引き続き増加傾向で推移することが見込まれ、投資的経費については、三重南消防指令センター整備が予定されている令和９年度が突出しており、全体の規模としましては、580億円から600億円程度で推移するものと見込んでおります。

次に、４ページから５ページにかけてでございますが、本財政収支見通しの結果による、地方債残高及び基金残高の推移について記載しております。

４ページの地方債残高については、臨時財政対策債の新規借入を予定しないこと、また、地方債の借入が元金償還額より少なくなることから、残高は減少していくものというふうに見込んでおります。

次に、５ページの基金残高については、令和８年度から令和11年度で、約18億円の財源不足が見込まれ、その手当てとして財政調整基金の繰入れを予定しております。その結果、財政調整基金の残高は、令和11年度末で68億6,200万円になると見込んでおります。財政調整基金は、年度間の財源調整の役割のほか、災害などの予期しない支出の増加に対応す

るもので、財政運営の安定性という観点からも一定規模の確保を図ることが重要と考えております。また、減債基金についても、普通交付税で措置され積み立てを行った臨時財政対策債償還基金費について、国から示されたルールに基づき、予定どおり取り崩しを行うことから、残高は減少するものと見込んでおります。

次に、6ページのプライマリーバランスの推計については、地方債の発行が元金償還額を下回ることから、黒字で推移すると見込んでおります。

次に、7ページには、この収支見通しの結果による今後の財政運営上の課題を、また、9ページ目以降については、平成27年度から令和6年度決算までの数値分析に基づく本市の財政状況の現状を、20ページ以降には参考としまして、財政用語の解説を添付しております。

最後になりますが、本財政収支見通しに示した各経費別のおおむねの枠組みを目安に、費用対効果を重視した事業の見直し、デジタル技術の活用によりサービスの向上と業務の効率化、ふるさと納税等の自主財源の確保及び国制度等の積極的な活用、これらに取り組み、厳しい社会・経済情勢においても、持続的に安定した行政サービスを行うため、より一層、慎重な財政運営に努めてまいります。

また、この財政収支見通しは、計画的な行財政運営を進めるための目安であり、各年度における予算編成に当たっては、その時点での制度改正や国の地方財政対策などを踏まえ、具体的に内容を定めていくこととし、個々の財政需要等にも適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、財政収支見通しについての御説明を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎品川幸久委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。

杉村委員。

○杉村剛委員

はい、お願いします。まずプライマリーバランスについてですが、基礎的な財政収支バランスってということなのですが、もう少し詳しく教えてもらえますか。

◎品川幸久委員長

財政課長。

●太田財政課長

プライマリーバランスですけども、これは歳入から市債、いわゆる借入金ですね、こちらを、それから歳出から公債費、借金の償還費です、それをそれぞれ除いた基礎的な財政収支を言うものでございます。

プライマリーバランスが黒字である場合は、市債に頼らない範囲でサービスを実施している状況にあるということになります。逆に赤字である場合には、新たな借入れが返済額を上回り、市債残高が増加することで、将来に負担を残す、そういった状況にあるという

ことが言えるということになっております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

杉村委員。

○杉村剛委員

グラフ見てますと黒字化が図れる見込みということになっているとは思いますが、その要因を教えてください。

◎品川幸久委員長

財政課長。

●太田財政課長

プライマリーバランスにおける歳出である公債費については、有利な起債である合併特例債を活用して、本庁舎改修、小中学校の統合整備など大型事業を進めてきておりました。これらの償還のピークは過ぎておりますものの、借入、借金の公債費、償還に関しては高止まりの状況が続いておる状況でございます。また、歳入である市債、こちらに関しましては、普通建設事業、こちらにおきまして、国の財源を積極的に活用をすることで、市債の借入れがこれまでより抑制できると、そういったことを考えております。

その結果償還額が借入額を上回り黒字の見通しを立てておる、そういった状況でございます。

◎品川幸久委員長

杉村委員。

○杉村剛委員

この先黒字が続くっていいことと理解しますけども、この黒字により、安定的な財政運営に繋がっていくっていう考えでよろしいでしょうか。

◎品川幸久委員長

財政課長。

●太田財政課長

プライマリーバランスの黒字化は安定的な行財政サービスの提供を行っていく必要条件の一つではあるというふうに考えておりますけれども、それだけでは十分と言えるものではないと考えております。

プライマリーバランスについては、黒字を見込んでおりますけども、歳入歳出全体の収支では、令和8年度から11年度の4年間で、18億円の財源不足が見込まれており、資産である財政調整基金、こちらを取り崩して賄うこと、こちらが想定されております。プライマリーバランスの黒字とそれから財源不足、これが併存している状況にあり、他の指標、

そういったものを参考にですね、これまで以上に慎重な財政運営、そちらのほうが必要であるとそういうふうに考えております。以上でございます。

◎品川幸久委員長
杉村委員。

○杉村剛委員
黒字ではありますが、財政調整基金取り崩しってということで賄っているということなんですね。その部分の財源不足ということで理解させてもらいます。ありがとうございます。

◎品川幸久委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長
御発言もないようでありますので本件についてはこの程度で終わります。
以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員協議会を閉会をいたします。

閉会 午前10時34分